官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府八五）　一五五
○貸金業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同八六）　一五五
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同八七）　一六〇
〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学四）　一六一
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一〇）　一六三
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産七）　一七九
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一四）　一八〇
〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務九五）　一八四
○電波法施行規則の一部を改正する省令（同九六）　一八五
○地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同九七）　一八五
○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省の整備及び経過措置に関する省令（法務四五）　一八八
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する公私の機関の基準を定める省令（同四六）　一九八
○出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（同四七）　二〇〇
○商業登記規則等の一部を改正する省令（同四八）　二〇〇
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（法務・厚生労働四）　二三三
○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（同五）　二四四
○住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令（法務・国土交通一）　二九六
○国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（財務六三）　三〇〇
○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・農林水産五）　三〇五
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（文部科学二六）　三〇六
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（同二七）　三一一
○教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（同二八）　三一三
○国民年金基金規則等の一部を改正する省令（厚生労働九五）　三一四
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産四五）　三一八
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令（経済産業六四）　三二四
○動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令（国土交通九四）　三二五
○道路法施行規則等の一部を改正する省令（同九五）　三六〇
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同九六）　三六三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（同九七）　三六四
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同九八）　三六六
○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同九九）　三六八
○気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令（同一〇〇）　三七一
〔法規的告示〕
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の内閣総理大臣が定める基準等の一部を改正する件（内閣府一二五）　三七三
○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（同一二六）　三七四
○地方公務員等共済組合法施行規程第百四条第二項第四号に規定する主務大臣が定める方法の一部を改正する告示（内閣府・総務・文部科学一）　三七四
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務四）　三七五

（以下次のページへ続く）